



栃木県公報

平成28年
4月1日(金)
号外
第34号

目次

選挙管理委員会

○栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第25号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

6,220,800円